

# 主な手続き一覧

●代理手続き可能 ×不可

お手続きの種類	対象	備考	
保険金などの請求など	解約・減額の請求	●	
	死亡保険金の請求	●	契約者が死亡保険金受取人の場合に限る 死亡保険金支払事由発生時には、契約者代理人が日本生命にお知らせください
	定期支払金の請求	●	契約者が被保険者ではない、かつ契約者が定期支払金受取人の場合に限る
	生存給付金の請求	×	
	解約払戻金の年金支払	●	
	死亡保険金等の円支払	●	
	死亡保険金の据置支払	●	契約者が死亡保険金受取人の場合に限る
契約内容の変更	特約の付加*/解約	●	
	目標金額設定/変更	●	
	円建目標生存給付金額の変更	●	
	お申し出による「円建終身保険」への移行	●	
契約関係者の変更	契約者・死亡保険金受取人等	×	
ご登録状況の変更など	契約者の住所変更	●	
	生命保険証券(契約内容通知書)の再発行	●	

\*代理手続きの対象外となる特約もあります。  
 ※保険商品やご加入時期により、代理できるお手続きが異なる場合があります。  
 ※お手続きの内容によっては、保険金等の受取人の同意等が必要になる場合があります。  
 ※解約払戻金等は、契約者代理人口座でもお受取りが可能です。ただし、契約者口座でしかお受取りできない場合もあります。

## Q & A その他の疑問についても、お答えします!

- Q** 未成年者を契約者代理人に指定することはできますか?  
**A** 指定できます。契約者代理人が代理手続き時においても未成年者である場合は親権者等の同意のうえ、代理手続きをすることができます。ただし、15歳未満の場合は代理手続きをすることはできません。
- Q** ご契約内容を記載した通知物の宛先を、契約者代理人の住所に変更できますか?  
**A** 契約者ご本人の意思表示が困難になった場合は、契約者代理人による所定の手続きにより、変更できます。

(引受保険会社)  
**日本生命保険相互会社**  
 本店 〒541-8501 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12  
 東京本部 〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

ニッセイダイレクト事務センター  
**0120-562-186**(通話料無料)  
 受付時間:月~金曜日 9:00~17:00 (祝日、12/31~1/3を除く)

TP (株)日本23-2343,23/10/1,金融法人管理G BK-77G

2023年10月版

# 日本生命の「契約者代理制度」のご案内

対象商品:ニッセイ予定利率変動型一時払増終身保険\*、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険、ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険、ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)  
 \*2013年4月1日以降の契約が対象です。

解説動画はこちら



例えば、こんなご不安はありませんか?

契約者さまが将来、認知症などで意思表示が難しくなった…



契約者のために、まとまったお金が必要になるのに保険の解約ができないな…

そもそもどんな内容の保険に入っていたんだっけ…

契約者代理制度を活用すれば安心です。



## 契約者代理制度のポイント

あらかじめ契約者代理人をご指定いただけます。



詳しくは中面 → **ポイント 1**

契約者代理人と契約内容を共有いただけます。



詳しくは中面 → **ポイント 2**

いざという時、契約者代理人が代理でお手続きが可能です!



詳しくは中面 → **ポイント 3**



信頼がおける人を指定できるから安心だね!

事前に備えておいて助かったよ!

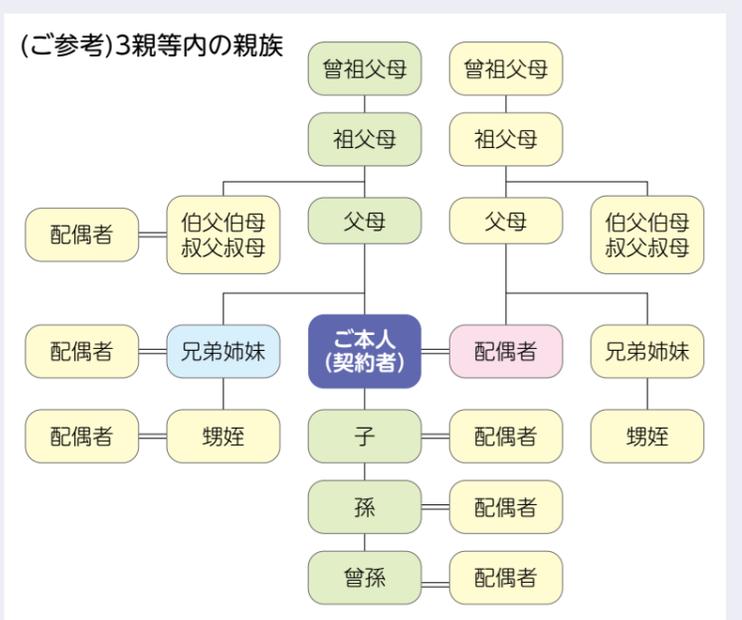


日本生命保険相互会社

# ポイント1 契約者は、以下の範囲から契約者代理人を1人指定できます。

※契約者以外が契約者代理人を指定することはできません。

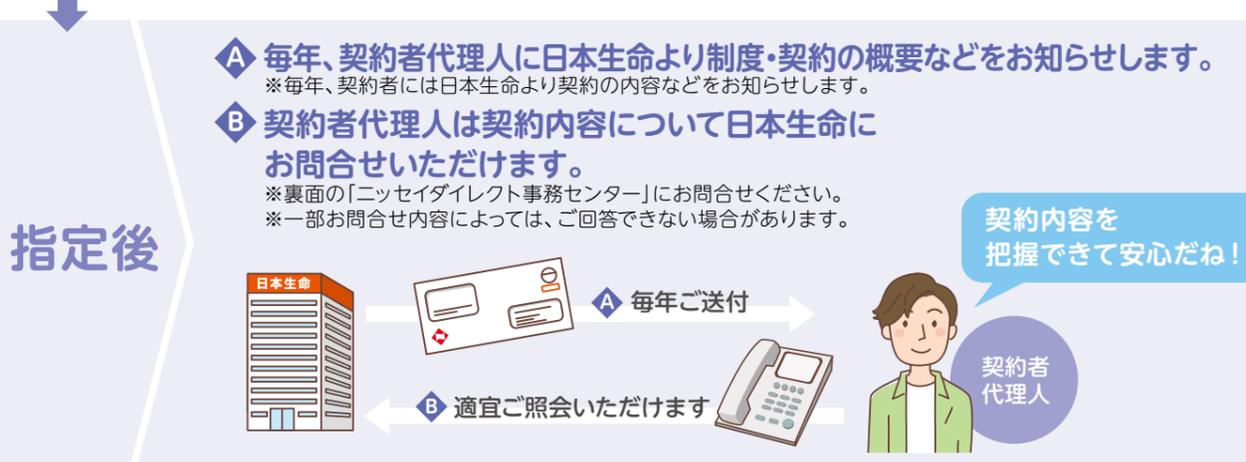
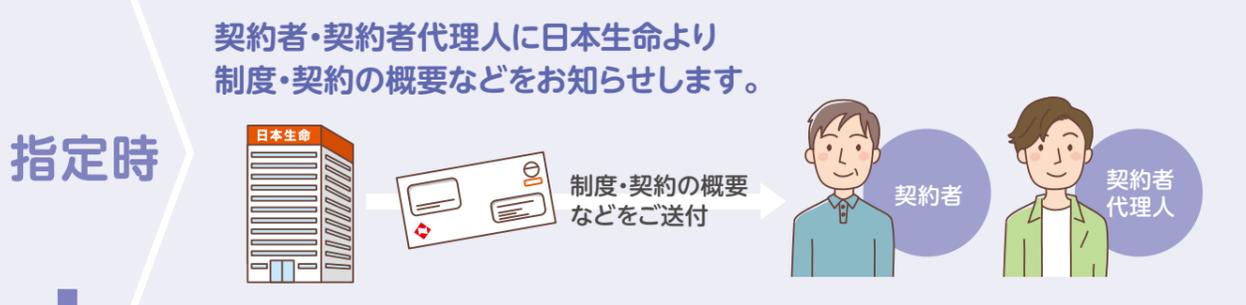
- 契約者と次の関係にある人**
- ① 戸籍上の配偶者
  - ② 直系血族
  - ③ 兄弟姉妹
  - ④ 同居または生計を一にしている契約者の3親等内の親族
- ①～④のほか、契約者と次の関係にある人で、日本生命が認めた人
- ⑤ 同居または生計を一にしている人
  - ⑥ 財産管理を行っている人
  - ⑦ 死亡保険金受取人
  - ⑧ その他前⑤から⑦と同等の関係にある人



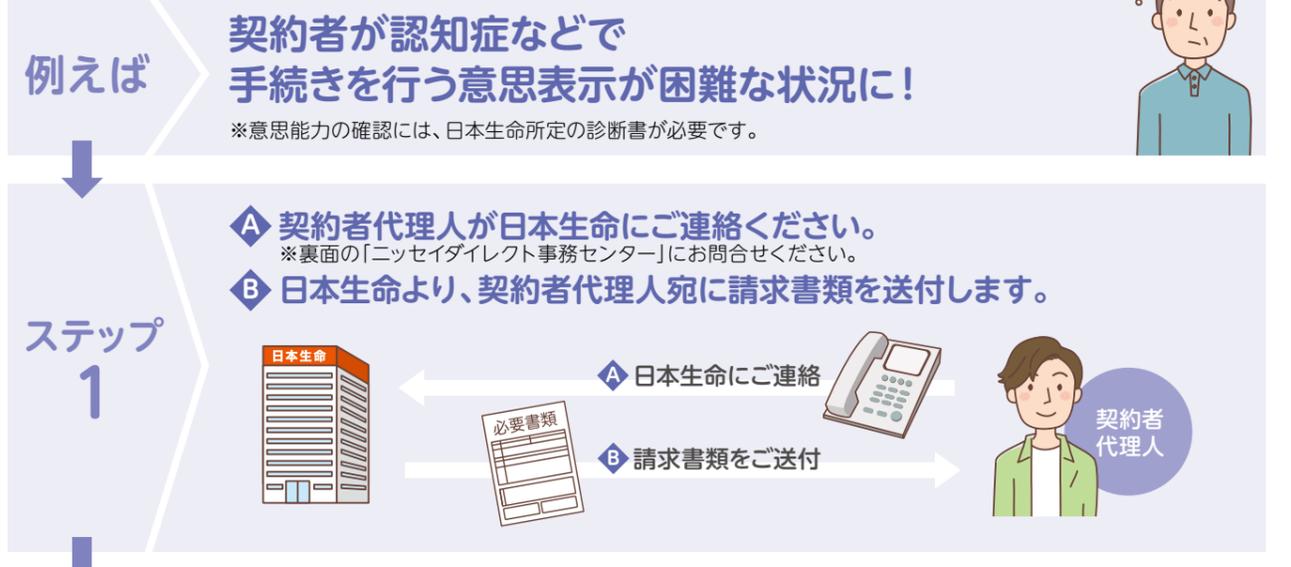
※契約者代理人がお手続きをするときにも、この関係にあることが求められます。  
 ※契約者代理人には死亡保険金受取人と同一人を指定することを推奨します。  
 ただし、死亡保険金受取人が高齢の場合は、長期にわたりご契約者をサポートできるお子様世代の方に変更・指定することを推奨します。

# ポイント2 契約者代理人と契約内容を共有いただけます。

※このサービスの内容は将来変更または終了になる場合があります。



# ポイント3 契約者代理人による契約者の代理手続きの流れは以下の通りです。 解約手続きの例



- 解約払戻金請求の必要書類**
- ① 所定の請求書等
  - ② 代理手続きの対象となる手続きを行うことができないと証明する日本生命所定の診断書
  - ③ 契約者代理人の本人確認書類
  - ④ 契約者と契約者代理人の関係(続柄等)が確認できる書類
  - ⑤ その他日本生命が定める必要書類

※一部対象外のお手続きがあります。詳細は裏面をご確認ください。  
 ※契約者代理人がお手続きを行う場合、お手続きの都度、契約者の意思能力の確認を行います。  
 ※お手続きの内容によっては、保険金等の受取人の同意等が必要になる場合があります。  
 ※解約払戻金等を契約者代理人口座で受取った場合も、契約者の一時所得等となります。  
 ※解約払戻金等を契約者代理人口座で受取る場合は、原則、対象の契約が以下を満たしている必要があります。

代理対象手続き	判定基準	金額基準
解約	基本保険金額	米ドル建：10万米ドル以下 豪ドル建：14万豪ドル以下
減額	減額分に対応する基本保険金額	円建：1,000万円以下

※これらの取扱条件は2023年10月現在のものであり、将来変更される場合があります。

※税務に関する内容は、2023年8月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税庁・税務署等にご確認ください。